



環境報告書 2023

Environmental Report

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター

環境報告書 2023

目次

I 環境報告書の発行に際して	
○はじめに	1
○トピックス	2
II 事業概要	
○FAMICの役割	3
○組織体制	4
○業務の概要	5
III 環境配慮の取組	
○概要	13
○環境配慮の基本方針	14
○環境配慮の取組体制	15
IV 環境計画及び取組状況	
○行動目標 1	
ー検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）	16
○行動目標 2	
ー分析機器の効率的な利用	22
○行動目標 3	
ー水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル（管理業務）	23
○行動目標 4	
ーグリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）	27
○行動目標 5	
ー役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信	28
(参考)	
・環境配慮への行動目標	
・環境計画	
V 環境報告書に対する外部の方からのご意見	36

ー環境報告書2023についてー

「環境報告書2023」は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」)が2022年度に取り組んだ環境活動の内容についてご報告するものです。

- ・報告対象範囲
本部及び全地域センター
- ・報告対象期間
2022年4月～2023年3月
- ・数値の端数処理
表示桁未満を四捨五入しています。
- ・参考にしたガイドライン
「環境報告ガイドライン(2012年版)」(環境省)
「環境報告書に係る信頼性向上の手引き(第2版)」(環境省)
- ・発行日
2023年9月
- ・公表媒体
FAMICホームページ <http://www.famic.go.jp/>

【作成部署及び連絡先】



独立行政法人農林水産消費安全技術センター
環境配慮・無駄削減推進委員会
(事務局：総務部総務課)
〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
さいたま新都心合同庁舎検査棟
TEL：050-3797-1830
FAX：048-600-2372

本報告書に関するご意見、ご質問は上記まで
お願いいたします。

Ⅰ 環境報告書の発行に際して

○はじめに

FAMIC(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)は、肥料、農薬及び飼料といった農業生産資材や食品などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

FAMICでは、これらの業務を行うに当たって、環境に十分配慮するとともに、関連する諸法規及びFAMICとして取り決めた事項を遵守し、国民の皆様には質の高いサービスを提供するよう努めております。

2022年、世界のCO2排出量は、新型コロナウイルス感染症による影響からの経済回復やエネルギー危機などの影響で2021年に比べ対前年増加量こそ小さかったものの、過去最高水準を記録しました。このような中FAMICは、国内での新型コロナウイルスの感染拡大が第7波、第8波と続く中、感染防止対策を行いながら、事業活動における環境負荷低減のための具体的な行動として、省エネルギー・省資源、廃棄物の削減及び適正処理、再使用・リサイクル率アップのほか、環境汚染物質の排出削減、グリーン購入などに積極的に取り組みました。

また、SDGsへの新たな取り組みや社会貢献活動なども積極的に行いました。

これからも、環境負荷の低減などに積極的に取り組んでまいります。

この環境報告書を通じ、FAMICの環境への配慮に対する考え方と活動内容をご理解いただくとともに、これらの取組に対してご意見をお寄せいただければ幸いです。

2023年9月

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

理事長 木内 岳志





FAMIC の事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画を策定

行政執行法人である FAMIC においても温室効果ガスの排出の削減等のため率先した取組が重要であることを踏まえ、政府実行計画※等に準じて、原則として FAMIC が行う全ての事務及び事業を対象として 2023 年度から 2030 年度までの期間で自ら実施する具体的な計画を策定しました。

※政府実行計画:政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより 2013（平成 25）年度を基準として、センターの事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。

主な個別目標

1 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

2 電動車の導入

センターの公用自動車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新で 2023 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用自動車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とすることを目指す。

3 LED照明の導入

既存設備を含めたセンターの LED照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とすることを目指す。

4 再生可能エネルギー電力の調達

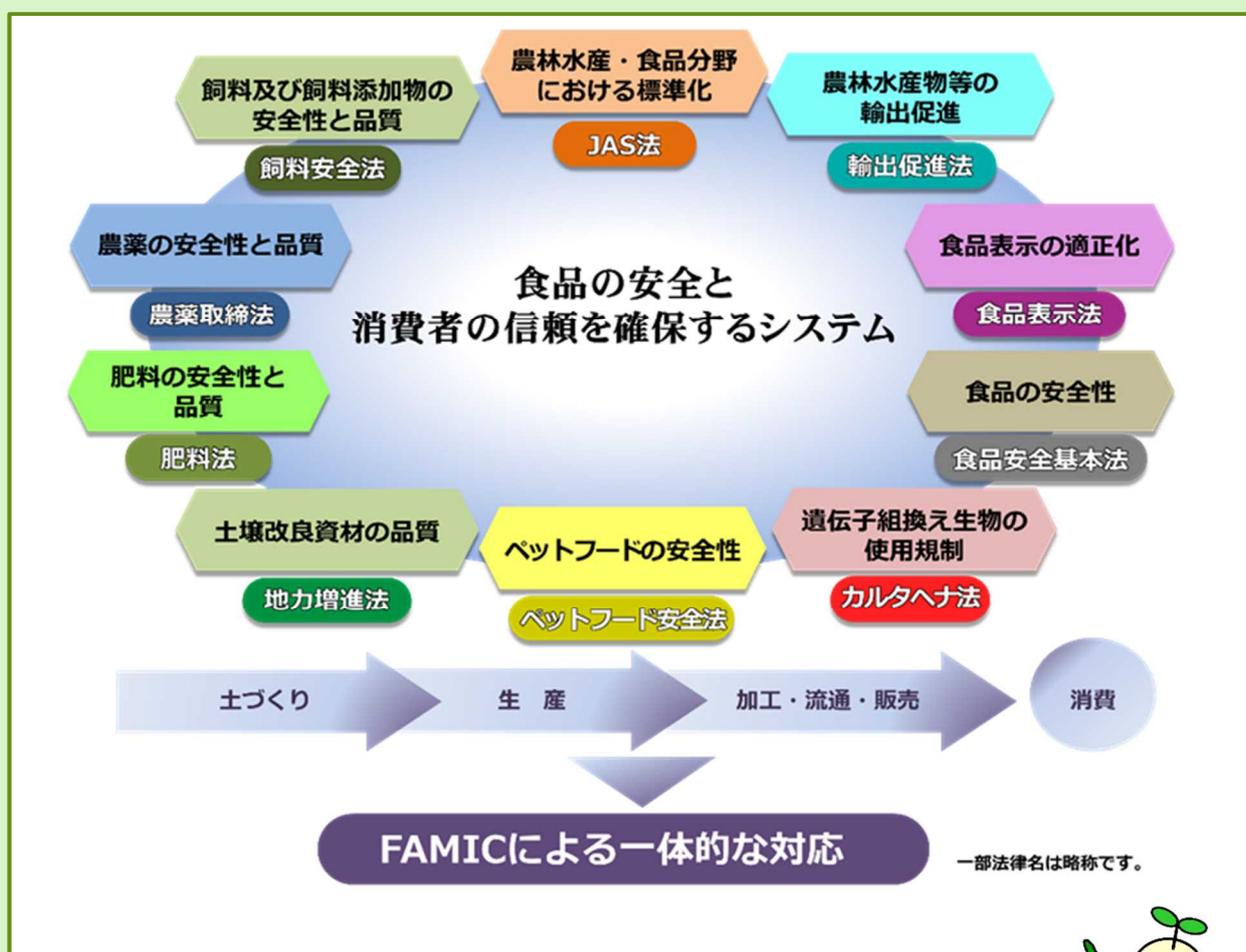
2030 年度までにセンターで調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とすることを目指す。

II 事業概要

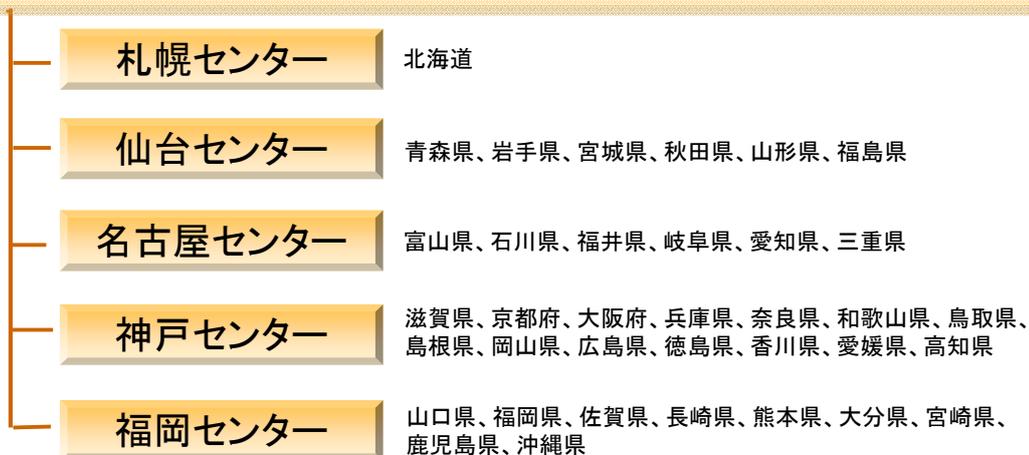
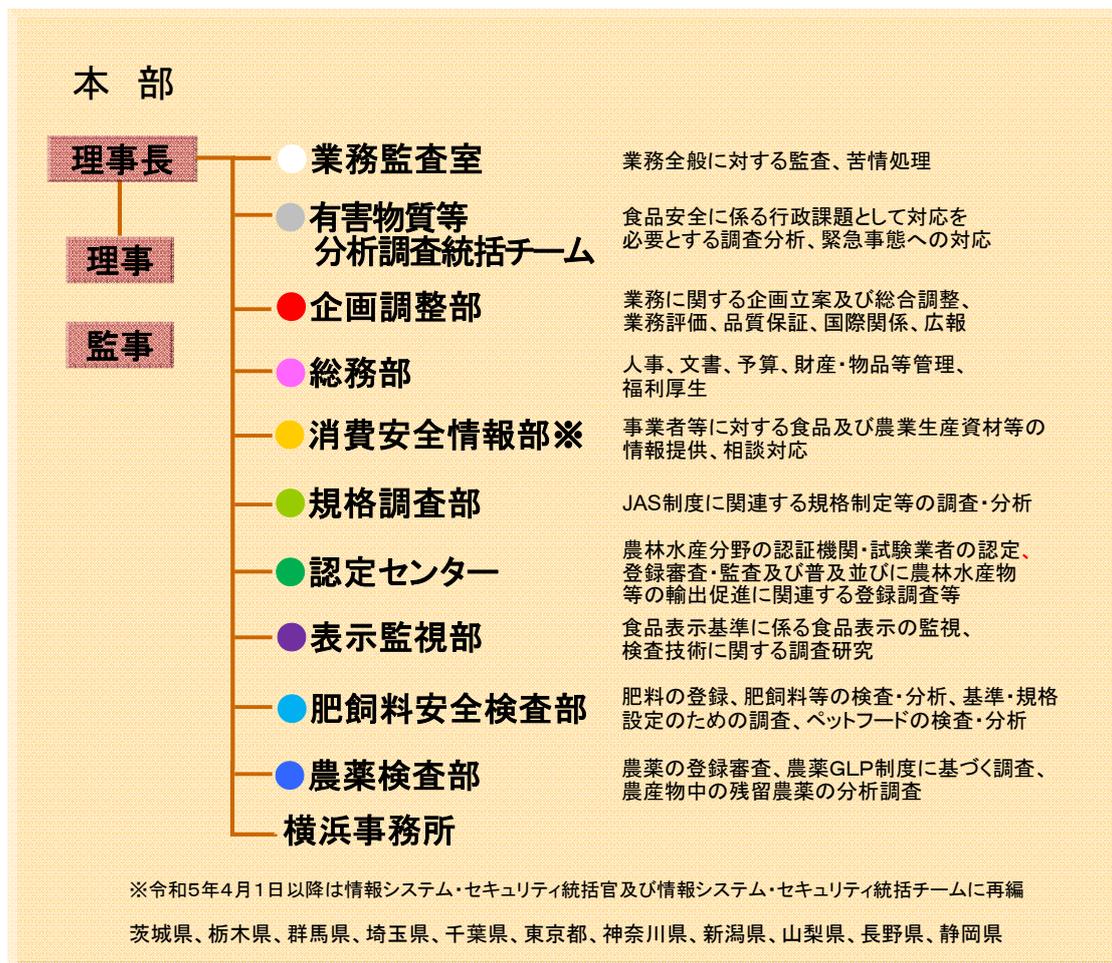
○FAMICの役割

食品をめぐる様々な問題が発生する中で、食品の安全と消費者の信頼の確保のためには、農業生産に欠かせない生産資材の安全性の確保と適正な使用、食品の適正な表示などが求められています。

このため、FAMICでは、農林水産省との密接な連携の下に、専門技術的知見を生かして、肥料、農薬、飼料、ペットフード等に関する安全性の検査、食品の表示等に関する検査等の効率的・効果的な実施、食品や農業生産資材に関する情報の提供などを行い、国民の視点に立った、より質の高いサービスの提供に努め、食品の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献してまいります。



○組織体制



○業務の概要

肥料の安全性の確保

肥料の品質等を確保し、公正な取引と安全な施用を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号。以下「肥料法」という。)に基づき、その規格の公定、登録、検査等が行われています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、肥料法に係る以下の業務を実施しています。

肥料の登録調査

肥料の生産業者等から提出された登録申請書の記載事項の調査や見本肥料の分析・鑑定や栽培試験などを行い、公定規格※への適合性をチェックします。

※公定規格：肥料法に基づいて定められた肥料の品質などの基準



肥料及び肥料原材料中の金属元素の分析

肥料の立入検査

肥料の生産事業場等に立ち入り、帳簿書類等の検査、肥料の収去等を実施し、有害物質などが基準の範囲内か、保証された成分は確保されているかについて分析・鑑定等を行います。



立入検査における肥料の収去

肥料公定規格の設定等

公定規格の設定や改正のため、肥料の安全性や効果の確認のための調査を行います。



トウモロコシを用いた肥効試験

土壌改良資材の検査

地力増進法(昭和59年法律第34号)に基づき、土壌改良資材の製造事業場に立ち入り、土壌改良資材の集取等を実施し、表示が適正に記載されているかについて試験を行います。

農薬の安全性の確保

農薬は、品質や安全性が確保され、適切に使用されなければ、環境や人に悪影響を及ぼすおそれがあるため、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく登録制度により品質の適正化と安全で適正な使用の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により、農薬取締法に係る以下の業務を実施しています。

農薬の登録審査

農薬の登録に際し、申請者から提出された見本品や資料について、使用時の安全性や薬効について審査するほか、農作物等への残留による人への安全性、環境への影響について、登録基準を満たしているか、厳正な審査を行います。FAMICの審査結果に基づき、農林水産大臣によって農薬が登録されます。



登録申請の受付



申請書類と添付の試験成績書

農薬の立入検査

無登録農薬や品質不良農薬を流通させないため、農薬の製造者等に立ち入り、表示や製造に関する帳簿等の検査、集取した農薬の品質や表示等の検査を行います。

農薬GLP制度に基づく調査

農薬の登録の際に提出される試験成績のうち、毒性、残留性、生態影響や環境動態等に関わる部分は、信頼性の確保を一層確実にするため、GLP*基準に適合した試験施設で実施しなければならない仕組み(農薬GLP制度)が設けられています。FAMICはこの制度に基づき、試験施設の調査を行います。

*GLP(Good Laboratory Practice): 試験施設で実施される安全性試験成績の信頼性を確保するための規範

農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査

農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検及び残留状況の調査分析を行います。

飼料等の安全性の確保

飼料及び飼料添加物の使用が原因となって健康を損なうおそれのある有害畜産物が生産されること等を防止するため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)により安全性と品質の確保が図られています。FAMICでは農林水産大臣の指示により飼料及び飼料添加物の安全性と品質を確保するための様々な業務を実施しています。

飼料等の立入検査

飼料や飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、帳簿書類の検査、飼料の収去等を実施し、有害物質などが基準規格の範囲内かどうか等について分析・鑑定を行います。



立入検査における飼料の収去

飼料添加物の検定

抗生物質製剤を製造又は輸入する業者(登録を受けた事業場は除く)がそれらを販売する場合は、FAMICによる検定を受けることが義務づけられており、FAMICでは、製造・輸入業者からの申請に基づき、ロットごとに検定を行います。



飼料の分析に用いるLC-MS/MS

BSEの発生防止に関する業務

BSE*の発生防止のため、肉骨粉などの製造事業場が製造基準に適合しているかどうか、現地検査や製品検査により確認を行います。

※BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy): 牛海綿状脳症

飼料等のGMP適合確認

飼料等の製造事業者からの申請に応じ、飼料等のGMP*ガイドラインへの適合状況を現地検査などにより確認し、確認証を発給します。

※GMP(Good Manufacturing Practice):

原材料の調達から製造・出荷までの全工程における製造管理及び品質管理を徹底することにより、製品の安全を確保するための基本的な管理手法



適合確認のための現地検査

ペットフードの立入検査

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)に基づき、ペットフードの製造事業場や輸入業者等に立ち入り、帳簿や表示の検査を行うとともに、集取したペットフードや原料について、有害物質等が基準規格の範囲内かどうか等の試験を行います。

食品等の品質と表示の適正化

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づくJAS^{*}制度は、農林水産物・食品やこれらの取扱い等の方法などについての規格(JAS)を国が制定するとともに、JASを満たすことを証するマーク(JASマーク)を、当該農林水産物・食品や事業者の広告などに表示できる制度です。FAMICは、農林水産省と連携してこの制度に係る様々な業務を実施しています。

また、令和2年4月に農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)が制定され、これまで国及び都道府県等が行っていた、輸出先国が求める要件に適合する施設の認定を民間の登録認定機関も行うことができるようになりました。これにより、施設認定の迅速化を図り、輸出を促進することとしています。FAMICは、農林水産省と連携して登録認定機関の審査・調査を実施しています。

また、食品表示法(平成25年法律第70号)に基づき定められた『食品表示基準』では、販売される全ての食品に、食品表示基準に従った表示を行うことが義務づけられており、FAMICでは科学的な検査により、農林水産省と連携して食品の表示を厳しく監視しています。

^{*}JAS(Japanese Agricultural Standards): 農林水産・食品分野において農林水産大臣が定める国家規格

JASの制定等に係る調査・分析

JASの制定等については、規格に関する調査・分析を行い、国際化を見据えた規格原案を作成します。また、事業者団体等から提案される規格案について規格化をサポートします。



木質建材の品質に関する調査

JAS法及び輸出促進法における登録認証機関、登録認定機関等に対する調査等

農林水産大臣の指示に基づく登録認証機関、登録認定機関等の登録及びその更新の申請に係る調査を行うとともに、登録認証機関、登録認定機関等が適正に業務を行っているかどうかを確認するため、立入検査等を行います。



外国における有機ほ場での立会調査

JASaff 認定制度における認証機関等の認定

農林水産消費安全技術センター認定制度(JASaff 認定制度)を設け、国際的に普及している認定機関への要求事項 ISO/IEC 17011 に基づき農林水産分野の規格による認証業務を行う認証機関及び試験業者への認定を行います。

食品表示の監視

市販されている食品について、原産地、品種、加工食品の原材料名等が正しく表示されているか否かについて、DNA分析、元素分析や安定同位体比分析などの科学的検査により確認します。

不適正な表示や偽装表示の疑いがあれば、農林水産省に報告し、農林水産大臣の指示に基づき製造工場等へ立入検査等を行います。



安定同位体比測定装置

その他の業務

リスク管理のための分析調査

食品中の有害化学物質や自然毒による人の健康への悪影響については、その発生の可能性とその悪影響の大きさの程度を事前に予測し、悪影響の発生を未然に防止・低減することが重要です。その政策や措置を検討するためには、食品中の有害化学物質や自然毒の科学的な実態調査が不可欠です。

実態調査の実施に当たり、有害化学物質等が含まれる量を精確に把握するためには、適切なマネジメントの下で、妥当性が確認された分析法を用いて分析試験を行わなければなりません。

FAMICでは、麦類のかび毒の試験について ISO/IEC 17025*認定を取得し、農林水産省が行う実態調査に信頼性の高い分析結果を提供しています。このほか、民間の分析機関では困難な有害物質について、分析できる体制の確立に取り組んでいます。

*ISO/IEC 17025: 試験所などの能力に関する国際規格

国際関係

国際標準化機構(ISO)における食品や飼料、林産物等の規格を扱う委員会の国内審議団体として、国内意見の取りまとめ等を行っています。

飼料の安全及び分析分野における世界で初の国際獣疫事務局(WOAH)コラボレーティング・センターとして飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行っています。

農薬の登録制度に関する国際調和や国際的な残留基準の設定などのために、経済協力開発機構(OECD)等の国際会議における議論に農林水産省とともに参加しています。



ISO/TC34 国際会議

情報提供

業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、Facebook、YouTube 等様々なツールにより提供しています。



事業者を対象とした講習会

調査研究

新しい検査・分析法や効率的、効果的な分析法などの開発に取り組んでいます。各分野の技術や知見を結集するとともに、国の研究機関や民間企業等と連携して調査研究を進めることもあります。開発した技術をマニュアル化するなど検査業務に活用しています。

分析試験結果の信頼性確保

検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025 の考え方等により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。

職場における労働安全衛生の水準の向上

FAMIC安全衛生方針の表明

労働安全衛生水準の向上は、法令で定められた事業者の措置義務を果たすことはもちろん、事業場の自主的な労働安全衛生活動をすることが重要です。

そのため、FAMICにおける労働安全衛生に関する基本的な考え方、理念、課題を明確にし、理事長の責任のもとで継続的に労働安全衛生水準の向上を図るため、「FAMIC安全衛生方針」を表明しています。

この方針の下、本部、農薬検査部（小平[※]）、横浜事務所並びに全地域センターの各事業場の長が、安全衛生委員会及び職員の意見を踏まえ安全衛生目標を策定しています。

※小平：本部組織の農薬検査部所在地

FAMIC安全衛生方針



FAMIC安全衛生方針

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としております。業務遂行に当たっては、労働安全衛生関係法令等を遵守し、職員の安全と健康の確保を図っていくことが組織の円滑な運営のみならず、国民の信頼の確保にも不可欠であることの認識に立ち、下記に基づき業務を推進します。

記

1. 労働安全衛生関連法令等を遵守します。
2. 全員参加による労働安全衛生マネジメントシステムを適切かつ効果的に実施・運用することにより、すべての事業場において労働災害の防止を図ります。
3. 職員間のコミュニケーションを重視し、安全衛生意識の高揚を通じて、事業場における安全と健康の確保を図ります。

令和 元 年 6 月 6 日

独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

安全衛生目標（本部）

安全衛生目標

1. 労働安全衛生関係法規、独立行政法人農林水産消費安全技術センター安全衛生管理規程等を遵守し、役職員の安全衛生に対する危険感受性の向上、健康保持増進に取り組みます。
2. リスクアセスメントを定期的かつ継続的に実施し、危険性又は有害性の特定を行い、リスクの高い要因を優先的に低減します。また、労働災害の発生時には迅速に原因究明・対策を行います。
3. 安全衛生委員会、作業主任者等を活用し、職員の意見を積極的に取り入れます。
4. 過重労働及びメンタルヘルス不調による健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図ります。
5. 整理・整頓・清掃・清潔・習慣について諸会議等で繰り返し伝達し、定着を図ります。

（本事業場の長）
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

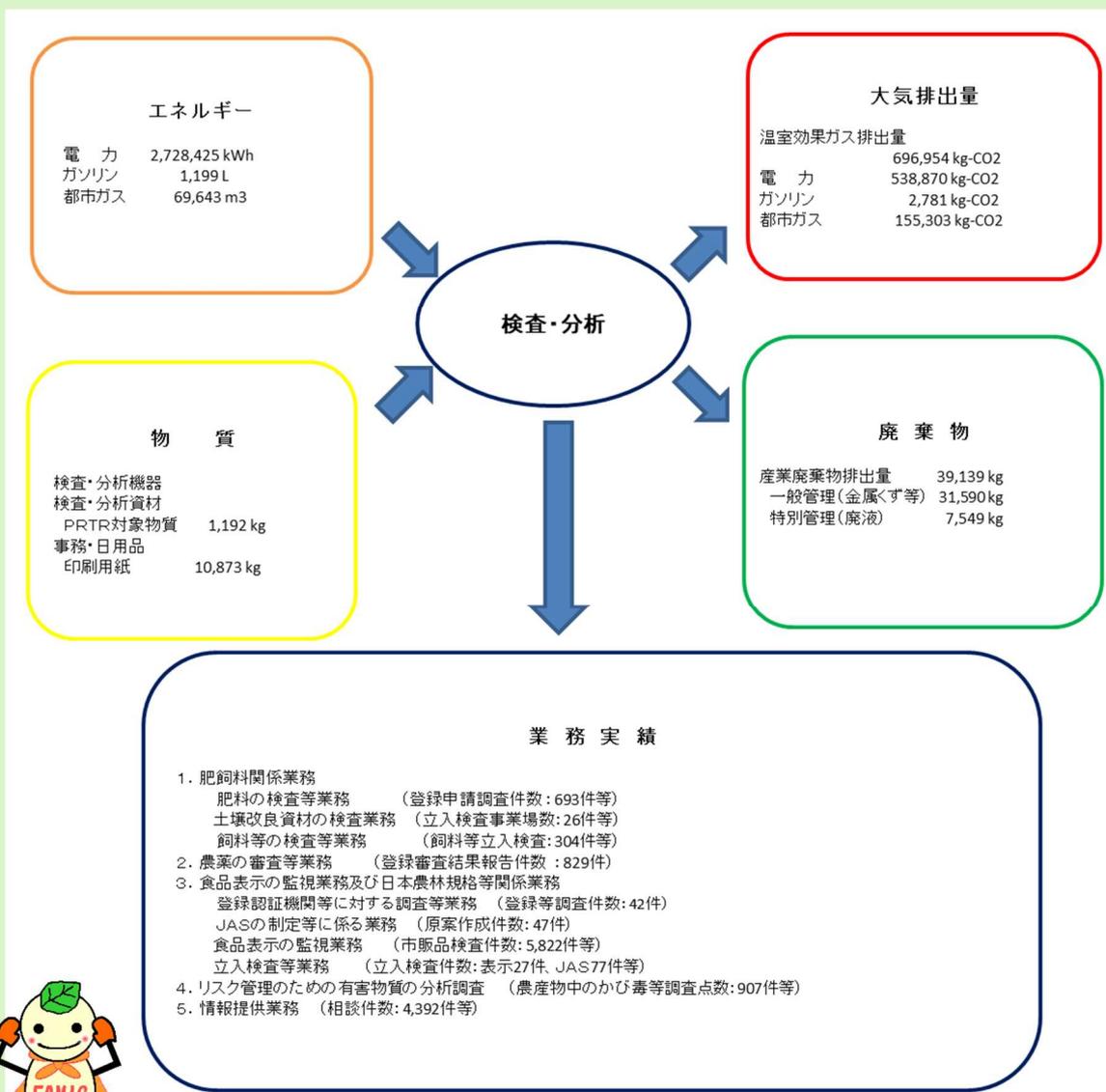
木内 岳志

III 環境配慮の取組

○概要

FAMICは、肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析を主要な業務としていますが、その実施に当たっては多くのエネルギーや資源を消費し、環境に負荷を与える物質を排出しています。関連する諸法規等の遵守に努めるとともに、環境への配慮と省エネルギーに常に留意し、国民の信頼の確保に努めていくことが重要です。このため、2015年度から、FAMICの業務活動における環境配慮を計画的・体系的に推進するための体制を整備しました。

FAMIC環境負荷の全体像(2022年度)



○環境配慮の基本方針

環境配慮への取組について、FAMICの基本姿勢を明らかにするため「環境配慮の基本方針」を定めています。

FAMICにおける環境配慮の基本方針

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命としており、環境保全や資源の有効利用の促進に関する法律等の理念にのっとり、環境への負荷低減等の責務を積極的に果たしていくことが、組織の円滑な運営のみならず国民の期待にも応えることになるとの基本認識に立ち、下記に基づき業務を遂行します。

記

1. 環境保全等に資する各種関連法令を遵守し、検査、分析等に使用する化学物質等を適切に管理・使用し、また、廃液・廃プラスチック等を適切に処理します。
2. 資源の有効利用の促進の観点から、検査・分析に必要な分析機器等の効率的利用を図ります。
3. また、業務の実施に不可欠な水、電気、ガス、紙類等の効率的利用を図り、特に紙類については、リユース、リサイクルにも取り組みます。
4. グリーン購入法に基づくグリーン調達の実施に努めます。
5. 上記の他、役職員への環境教育の実施やFAMICにおける環境配慮の取組状況の発信等を通じて環境への配慮を求める国民の声に応えます。

令和元年6月6日

独立行政法人

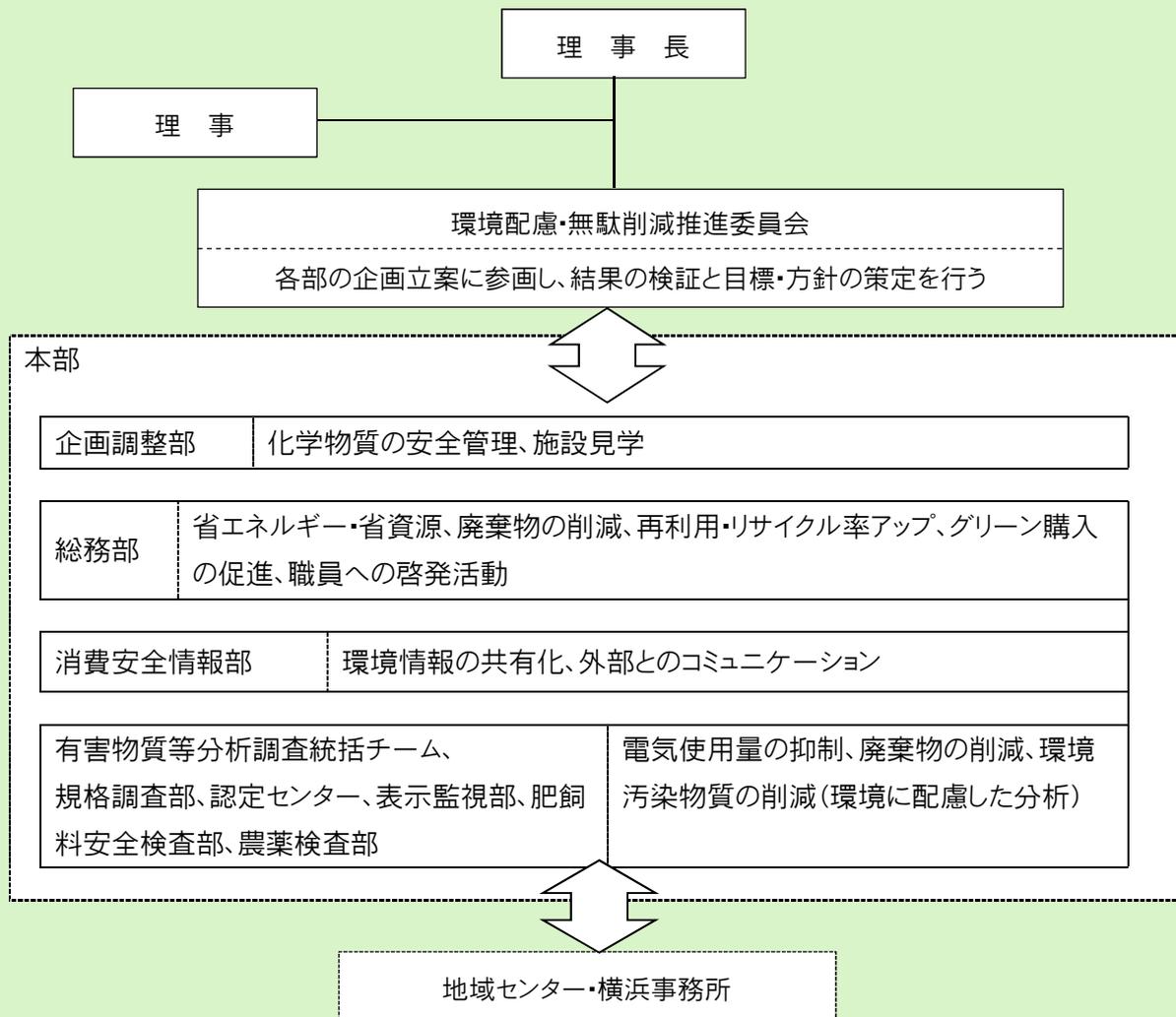
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

○環境配慮の取組体制

(1)環境マネジメントの推進体制

FAMICでは、環境配慮・無駄削減推進委員会を設置し、本部、横浜事務所及び地域センターで組織的に環境に配慮した業務の実施に取り組むとともに、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に取り組んでいきます。



(2)環境マネジメントの運営方法

環境保全の取組について、環境配慮・無駄削減推進委員会において計画(Plan)を立て、実施(D)し、適切に管理されているか点検(Check)し、改善が必要な点について見直し(Act)を行うサイクル(PDCAサイクル)を繰り返しながら、環境保全の推進や環境への負荷の低減を継続的に行っていきます。環境計画の遂行状況の適時把握に努め、見直し改善を図っていきます。

IV 環境計画及び取組状況

○行動目標 1

－検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）－

有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組

各種化学物質の使用にあたっては、一時保管、廃棄指定場所における漏えい防止の徹底をしています。また、定期的（四半期ごと）に排水の検査を実施しており、排水中の有害物質濃度が検出限界以下であることを確認しています。

◆有害物質を含む水の漏えい防止

有害物質を使用する実験室に設置している排水機能を有する設備（流し台など）は、有害物質使用特定施設として定期的に検査を実施し、有害物質を含む水の漏えいによる地下水汚染の未然防止を図っています。



本部（研修実験室 流し台）



神戸（一般成分検査室 排水パン）

廃棄物の削減、試薬類の適正な管理

◆有害物質を含む水の漏えい防止

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に様々な薬品を使用しており、その中には毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物や、消防法（昭和23年法律第186号）で指定されている危険物が含まれています。

薬品の管理にあたっては、薬品管理システムを導入し、薬品瓶1本ごとにバーコードラベルを貼付して識別・管理しています。



薬品管理システム

薬品瓶バーコード

また、これらの薬品の安全な保管、取扱い及び廃棄にあたっては、全事業所共通のマニュアルを作成し、本部及び各地域センター等に配置した管理者の下、適切な取扱いを徹底しています。



薬品保管庫



薬品保管庫内部

◆PCB(ポリ塩化ビフェニル)の適正管理処理

PCBは1973年に制定された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)によって製造や新たな使用が禁止され、PCB廃棄物は事業者が保管することが義務づけられました。

また、2012年にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令(平成13年政令第215号)の一部が改正され、PCB廃棄物の新たな処理期限は2027年3月31日と定められました。

FAMICでは、従来からPCB廃棄物を専用保管庫で保管するなど適正に管理をしています。

現在保有しているPCB廃棄物は、小平農薬検査部にある高圧トランス3台のみであり、2027年3月31日までに処分をする予定です。

なお、保管状況については、「安全衛生委員会」において適宜確認しています。



高圧トランス

◆PRTR法に指定されている物質の排出量管理

肥料、農薬、飼料、食品などの検査・分析に使用する化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下「PRTR

法」という。)に基づき、使用量の把握を行っています。2022年度は、同法の届出対象となる119物質を使用しました。それぞれの届出対象となる化学物質の使用量は、いずれの事業所においても、届出が必要となる数量未満でした。

FAMICで使用した主なPRTR対象物質(2022年度)

(単位:kg)

事業所名	物質名				
	アセトニトリル	ノルマル-ヘキサン	ジクロロメタン	トルエン	N, N-ジメチルホルムアミド
札幌センター	52	16	—	1	—
仙台センター	49	7	—	2	—
本部	244	10	—	—	—
農薬検査部	181	30	76	8	—
横浜事務所	76	13	—	3	—
名古屋センター	49	3	—	2	—
神戸センター	207	27	—	5	21
福岡センター	61	11	—	1	—

注) 本部・農薬検査部・横浜事務所については別々に算出。

(参考)

PRTR法は、人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、事業者による自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としています。管理の対象となる化学物質は562、そのうち、排出量等の届出の対象となる化学物質は462です。(2023年3月31日時点)

なお、2021年10月にPRTR法施行令の一部が改正され、2023年4月から管理の対象となる化学物質は649、そのうち、排出量の届出の対象となる化学物質は515と定められました。FAMICでは、引き続き適正に管理を行います。

実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理

廃液の分別については、各事業所で廃液分別図を作成して適切な分別を行っています。分別にあたっては、廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ毎に、廃液タンクに貼付する廃液分類カードを色分け区分して識別しやすくし、適切な分別を行っています。



廃液分類カードの色分けと線での区切り



大きなトレイでの管理(横浜の例)

環境中への大気汚染物質の排出削減

試料を検査・分析する際、硫酸、硝酸、過塩素酸などによる酸分解のほか、PRTR対象物質を含む有機溶媒などによる溶媒抽出を行っています。

これらの作業では、酸や有機溶媒などが揮散し有害ガス化するため、局所排気装置(ドラフトチャンバー)のある場所で行うことで作業員への曝露を防止するとともに、ドラフトチャンバーで吸引された有害ガスは、有害ガス処理装置(スクラバー)で中和または吸着除去することで環境汚染物質の排出削減に努めています。

なお、スクラバーは、有害ガスの種類に応じて、湿式又は乾式の2種類があります。



排気装置(ドラフトチャンバー)

【排ガス洗浄装置(湿式・乾式スクラバー)】

全事業所合計で93台保有しており、湿式は硫酸や硝酸などの酸性ガスの中和、乾式はアセトニールなどの有機溶媒の活性炭吸着除去に用いています。

これらの装置は、職員が定期的に、メンテナンス、外観や作動状況(異音)を点検するとともに、年に一度、業者による保守点検を行っています。

これらの取組によって、装置を良好な状態で維持し、大気汚染防止や環境負荷低減を図っています。



湿式スクラバー 本部(屋上)



屋上スクラバー群 本部(屋上)

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期点検を実施し、適切な温度管理によるフロン類の排出抑制を図っています。

機器等の購入にあたっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に則り、特定フロンを使用していない旨を仕様書で明示するなど、フロン類排出抑制を踏まえた購入に努めています。

廃棄物の適正な管理

FAMICから排出される廃棄物は、主に「事業系一般廃棄物」と検査・分析で排出される廃油や腐食性の廃酸・廃アルカリなどの「特別管理産業廃棄物」の2つに分けられます。

事業系一般廃棄物は、事業所ごとに分別後、FAMIC又は合同庁舎管理官庁が委託した産業廃棄物処理許可業者が回収し、処理場で処理されます。

なお、FAMICは、5カ所の事業所が合同庁舎に入居していることから、事業系一般廃棄物の個別の排出量は算定できません。

特別管理産業廃棄物は、廃棄物業者に引き渡すまでの間、特別管理産業廃棄物保管場所で適正に管理しています。この管理の徹底を図るため、新規採用者への研修等も実施しています。



特別管理産業廃棄物保管場所



特別管理産業廃棄物保管場所内における廃液管理

廃棄物の適正な処理

処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)で規定される分類にしたがって回収し、廃液処理業者等に委託しています。

特別管理産業廃棄物のうち廃液に係る2022年度のFAMIC全体での排出量は、廃油、腐食性の廃酸・廃アルカリが7,549 kgとなり前年度(8,033 kg)と比べてやや減少しています。

廃液の区分及び管理については、事業所ごとにマニュアルを作成して職員に周知徹底し、適正処理を行っています。

廃液以外の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理関係法令に基づき、事業所ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設けて、FAMIC内で回収を行い、特別管理産業廃棄物収集・運搬業者や特別管理産業廃棄物処分業者に処理を委託しています。

なお、当該廃棄物については、産業廃棄物管理票(電子マニフェスト含む)に記入するとともに検査を担当する職員が適正に処理されていることをその都度確認しています。



特別管理産業廃棄物



収集・運搬作業

その他 (放射性同位元素の適正管理)

放射性同位元素は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)により、使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱いが定められ、事業場における放射線障害を防止するとともに、一般公共の安全確保を図ることが義務付けられています。

FAMICでは、ガスクロマトグラフの検出器のECD用線源1個及び表示付認証機器のECD^{*}用線源6個を法令に基づき適正に使用しています。

※ECD: エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ(電子捕獲検出器)



作業場入り口



ガスクロマトグラフ

○行動目標 2

－分析機器の効率的な利用－

分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は、電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める

分析機器を効率的に利用するため、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源をオフにするとともに実験室等に設置されているエアコンについても、分析機器の稼働に併せてオンとオフを行うなど省資源・省エネルギーに努めました。

また、分析機器の購入又は更新にあたっては、「分析機器整備・管理委員会」において緊急性・必要性と併せて効率的な利用についても審議しました。

検査試薬・試料等を保管する冷凍庫、冷蔵庫等は、稼働時間が長く電力消費量が多い分析機器ですが、最新型は省エネタイプとなっているため、2022年度は、購入後10年以上経過している冷蔵庫等のうち、老朽化により温度調節機能が低下しているもの6台を更新すると同時に3台削減しました。

冷蔵庫等と同様に稼働時間の長い超純水製造装置及び純水製造装置の保有の是非について、検査・分析に使用する超純水、純水等の量を調査して検討し、今後は耐用年数を超えた純水製造装置から順次廃棄し純水等の購入に替えることで、保有台数を削減し電力消費量を抑えることとしました。FAMIC が保有している分析機器の中でも保有台数が多く老朽化したもののうち、原子吸光分光光度計、放射能検出装置等について、必要性を精査することにより集約化に努め、6台を削減しました。

今後も引き続き分析機器の効率的な利用及び保有台数の削減や老朽化した機器の更新について検討し、環境への配慮に努めてまいります。



※純水製造装置は、水道水から蒸留、脱塩、脱イオン、RO(逆浸透膜)等の工程で不純物を取り除き、純度の高い水(純水)を精製する機械。

(純水を使用する例)

- ・一般分析
- ・器具洗浄

○行動目標 3

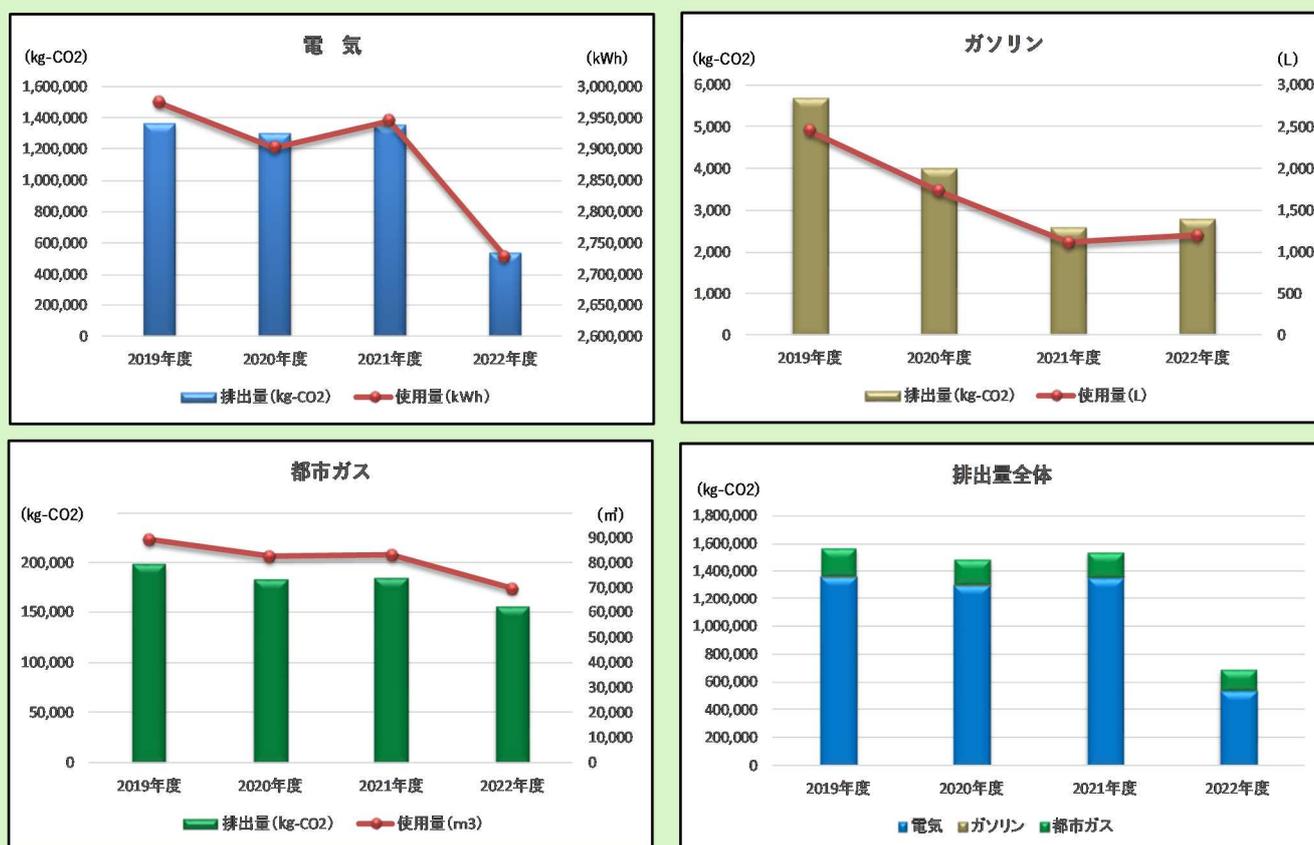
－水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)－

省エネルギーの推進、節電の徹底

◆環境負荷・環境配慮に関連した指標の推移

2022年度の使用量は、電気は前年度の約92.6%、ガソリンは前年度の約107.6%、ガスは前年度の約83.7%、水道は前年度の約98.5%と増減がありました。温室効果ガス排出量については、前年度より約54.8%の減となりました。

温室効果ガス(エネルギー由来二酸化炭素)算定排出量



注) 各年度の排出量は、その年度の契約業者の排出係数で算出

水道使用量

水道量(m3)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	対前年度比
	7,580	7,116	6,921	6,702	6,602	98.5%

排出量が前年度と比較して大幅に減少した理由は、節電等の取組により電気及びガスの使用量を削減できたことに加え、FAMIC全体における電力使用量の約40%を占めるさいたま本部及び神戸センターで契約している電力会社の排出係数が小さかったためと考えられます。

また、FAMICには、他の官署が維持・管理している合同庁舎等に入居している庁舎(本部(含む横浜)、札幌、仙台、名古屋)と、FAMICが維持・管理している庁舎(小平・神戸・福岡)があります。FAMIC単独庁舎にみる光熱水量の推移は、2022年度は、対2018年度比で概ね削減されました。

電気量(kWh)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	対2018年度比
小平	664,421	622,733	633,206	631,245	532,477	19.9%減
神戸	763,422	790,217	764,789	736,491	718,173	5.9%減
福岡	194,979	195,232	183,927	187,903	180,624	7.4%減
単独計	1,622,822	1,608,182	1,581,922	1,555,639	1,431,274	11.8%減

ガス量(m3)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	対2018年度比
小平	48,241	47,932	41,534	42,589	26,834	44.4%減
神戸	18,011	20,016	19,443	18,177	19,611	8.9%増
福岡	19,574	18,031	18,672	20,119	21,043	7.5%増
単独計	85,826	85,979	79,649	80,885	67,488	21.4%減

水道量(m3)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	対2018年度比
小平	2,691	2,123	2,359	1,954	2,243	16.6%減
神戸	2,765	2,871	2,620	2,516	2,632	4.8%減
福岡	664	658	578	757	798	20.2%増
単独計	6,120	5,652	5,557	5,227	5,673	7.3%減

◆光熱量の節約を図る取組

FAMICでは、環境配慮・無駄削減推進委員会において、無駄削減の取組目標を定め、光熱量の節約に取り組んでいます。2022年度における取組のポイントは、節電に関する全職員アンケートを行い、職員から報告・提案された、比較的身近にできる事例や業務運営の見直しなどによる事例の中から、

各部・各所ごとの実態に応じた「節電目標」を定めて取り組んだ結果、電気及びガス使用量ともに削減が図られました。引き続き、無駄削減の取組を推進し、実効性の向上に努めていきます。

(取組の事例)

- ・建物自動ドアの通電時間の見直し
- ・電気器具(冷蔵庫、電気ポットなど)の使用台数の見直し
- ・ブラインドの使用による空調効果の向上
- ・必要な照度を確保しつつ廊下等の照明の間引き・消灯
- ・定時退庁の促進に合わせた節電の呼びかけ



昼休みの室内消灯(本部)



防風カーテン設置(小平庁舎)

また、小平庁舎や神戸センターでは、条例に基づき、敷地内の緑化に努め、環境配慮(ヒートアイランド現象の緩和)に取り組んでいます。



小平庁舎敷地内



神戸センター正面緑化

◆さいたま新都心(合同庁舎)の環境配慮

本部が入居している「さいたま新都心合同庁舎」では、屋上に設置されたソーラーパネルにより太陽光発電を行い利用しています。

また、現在の発電量を数値表示することで、『見える化』をし、往来する人々への環境配慮を啓蒙しています。

撮影時の発電量は13.3kwを示しており、一般家庭が必要とする電力量(約10kw)を上回っています。



用紙類の使用量の削減

2022年度のコピー用紙使用量は、前年度の約90.9%となり、約9.1%の削減となりました。大幅に減少した理由は、これまでも取り組んできた会議資料の電子化によるペーパーレス化や Web 会議システムの利用をより推進したことで紙媒体での資料作成が減少したため、コピー用紙の使用量の削減につながったものと考えています。

引き続き、用紙類の使用量の削減に向け各部門、事業所ごとに節約に取り組んでいきます。

FAMICにおけるコピー用紙使用量

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	対前年度比
使用量(箱)	1,541	1,454	1,200	1,226	1,115	90.9%

(2018～2022年度の平均削減率7.5%)

再使用の促進、資源ゴミの分別

全ての事業所で、グループウェア、電子メールの活用によるペーパーレス化、使用済み用紙の裏面利用、両面印刷の推進による一般廃棄物の削減に取り組んでいます。

また、ゴミの分別回収を徹底し、リサイクルに努めています。

2006年度からプリンターの再生トナーの利用を開始するとともに、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。家電リサイクル法。)に基づき、電気冷蔵庫等を廃棄する場合は適正に処分しています。



ストックレー(分別と裏紙利用)

その他、検査・分析で使用する薬品についても、薬品ビンを廃棄処分とせず、リサイクルを行っています。



ゴミの分別状況(本部 3階ゴミ置き場)



空きビンの保管及び回収用段ボールへの箱詰状況(本部)

○行動目標 4

ーグリーン購入法に基づく調達への推進(管理業務)ー

事務用消耗品類のグリーン商品の購入

FAMICでは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。グリーン購入法。)及び環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和4年2月25日変更閣議決定)に基づき、2022年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成・公表しています。

FAMICは、環境への負荷の少ない物品の購入を積極的に進めており、特定調達物品[※]に関しては、2022年度の調達目標を100%と設定し、全て目標値を達成しました。

なお、特定調達物品以外の物品も、環境に負荷の少ないものを調達するように努めています。

※特定調達物品等:国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第6条に定める「国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の基準を満たす物品等」

主な物品のグリーン購入の状況(2022年度)

分野	品目	目標値	総調達量	特定調達物品等の調達量	目標達成率
紙	コピー用紙	100%	10,852.00 kg	10,852.00 kg	100%
	塗工されていない印刷用紙	100%	20.83 kg	20.83 kg	100%
	トイレットペーパー	100%	406.00 kg	406.00 kg	100%
文具	シャープペンシル	100%	60 本	60 本	100%
	ボールペン	100%	360 本	360 本	100%
	マーキングペン	100%	325 本	325 本	100%
	粘着テープ(布粘着)	100%	156 個	156 個	100%
	のり(固形)(補充用を含む。)	100%	63 個	63 個	100%
	ファイル	100%	2,707 冊	2,707 冊	100%
	事務用封筒(紙製)	100%	13,530 枚	13,530 枚	100%
	ノート	100%	210 冊	210 冊	100%
	タックラベル	100%	120 個	120 個	100%
	付箋紙	100%	451 個	451 個	100%
	オフィス家具等	机	100%	3 台	3 台
収納用什器(棚以外)		100%	1 台	1 台	100%
プリンタ等		100%	7 台	7 台	100%
トナーカートリッジ		100%	259 個	259 個	100%
インクカートリッジ		100%	97 個	97 個	100%
OA機器等	ディスプレイ	100%	20 台	20 台	100%
	記録用メディア	100%	3 個	3 個	100%
	一次電池又は小形充電式電池	100%	860 個	860 個	100%
照明	蛍光灯(レッドスタート型又はスター型)	100%	124 本	124 本	100%
制服・作業服	作業服	100%	166 着	166 着	100%

○行動目標 5

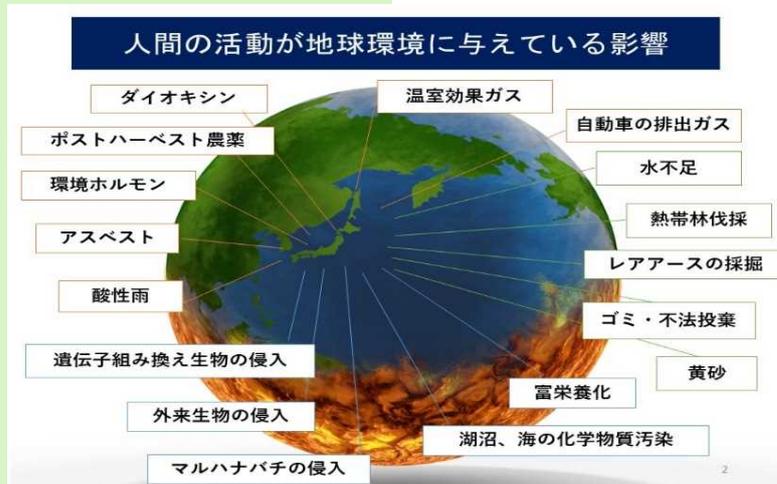
一役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信

環境教育の実施

自主的・積極的に環境保全活動に取り組むため、9名の新規採用者を対象とし、人間の活動が地球環境に与えている影響、環境に関する法規、FAMICの環境方針などの環境教育を実施しました。

新規採用者研修資料

FAMIC
環境配慮の取組について



環境保全に対する職員への啓発、ネットワークを利用した各種環境情報の共有化

FAMICでは、グループウェア内において、役職員への環境に関するFAMICの取組について周知を図るため、「FAMIC環境配慮基本方針、行動目標、環境計画」の掲載、これまで公表してきた「環境報告書」を掲載する他、「クールビズ」、「節電への協力依頼」、「省エネルギーに関する取組」、「清掃活動」について周知し、環境に関する意識の向上に努めています。

The screenshot shows a document titled "FAMICにおける環境配慮への行動目標" (Action Goals for Environmental Consideration in FAMIC). The document is divided into five main sections:

- 1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）**
 - 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
 - 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
 - 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
 - 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
 - 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
- 2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）**
 - 省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
- 3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル（管理業務）**
 - 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
 - 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
 - 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進
- 4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）**
- 5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信**
 - 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
 - 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

The document is signed by 木内 岳志 (Yoshiaki Kinouchi), Director of the Center for Agricultural and Aquacultural Consumer Safety, dated June 6, 2023 (令和5年6月6日).

The poster is titled "FAMIC全体での節電取り組み" (Energy-saving measures for all of FAMIC). It lists several energy-saving actions:

- ・ こまめな空調・照明の停止
- ・ PCの設定の確認（輝度設定や電源フランクの見直し）
- ・ 使用していない機器の電源OFF、コンセントを抜く
- ・ 電気ポットのお湯以外での使用自粛

Below this, it states "〇〇部の節電目標" (Energy-saving goals for the department) and lists three numbered items:

1. 近隣階へは隣段利用をしましょう。
2. 冷蔵庫内を整理しましょう。
3. 帰宅時にはPHSの電源を落としましょう。

The poster concludes with "ご協力よろしくお願ひします。" (We appreciate your cooperation).

節電の取り組みの掲示物





施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明

◆環境に関する社会貢献活動等

・施設見学の開催

FAMICの業務に関心のある消費者・事業者・学生などの皆さんの希望に応じて、施設見学を実施し、事業内容の説明などを行うとともに、有害物質の排出を浄化する設備などを紹介しています。



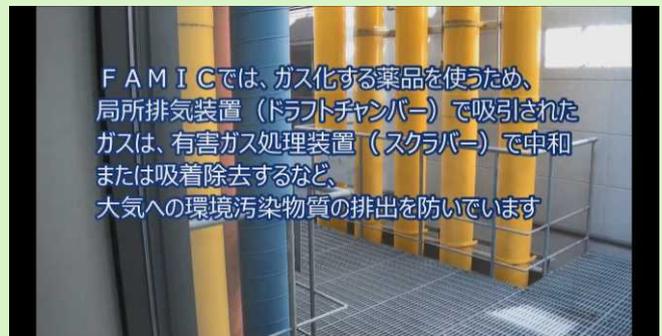
業務説明

・イベント等への出展

農林水産省消費者の部屋などに出展し、パネルや動画などを用いてFAMICの主な業務を分かりやすく説明しています。動画ではFAMICの試験で生じる排気ガスの処理についても紹介しています。



消費者の部屋の展示



動画による紹介

ホームページの活用

◆ステークホルダーへの対応

・FAMICホームページ

FAMICのホームページでは、食の安全と消費者の信頼を確保するため、肥料、農薬、飼料、ペットフードなどに関する安全性の検査や食品の表示などに関する検査の情報、食品や農業生産資材に関する



FAMICホームページ(トップページ)

情報など、生産者、事業者などの関心の高い情報を科学的観点から分かりやすく掲載しています。

また、環境報告書についてもホームページ上で公表しています。

FAMIC ホームページアドレス <http://www.famic.go.jp/>です。

FAMIC ホームページアクセス数(2022年度)

アクセス数(件)	上半期(4-9月)	下半期(10-3月)	合計
	236,880	244,497	481,377

注)「famic.go.jp」ドメインのページにアクセスしたユーザー数を集計しています。

その他の取組

◆広報誌「大きな目小さな目」、SNS での情報発信

FAMICは、農業生産資材の安全性に関する情報や、食品の品質・表示などに関する情報を分かりやすく解説しながら、各種の情報提供を行うため広報誌を発行しています。この広報誌は、5,000部を年4回作成し、半数以上を図書館、学校・教育関係機関へ配布している他、地方公共団体やその他関連団体等に配付しています。

なお、「大きな目小さな目 74号(2023年秋号)」では、「環境報告書 2023」を発行したお知らせを掲載する予定です。



また、SNS (Facebook、YouTube) での FAMIC の業務内容の情報発信も行っています。

- Facebook FAMIC 公式フェイスブック <https://www.facebook.com/famamimic>
- YouTube FAMIC 公式チャンネル https://www.youtube.com/channel/UCS_ntChNzbMF6s6B62NZYtw

◆さいたま新都心合同庁舎検査棟周辺で清掃活動を実施

本部(さいたま)において清掃活動を企画し、役職員の希望者30名で6月に実施しました。ゴミの中には、タバコの吸い殻、空き缶、ペットボトルなどがあり、社会・環境への貢献、地域の美化に繋がりました。



収集したゴミ

○環境配慮への行動目標

「環境配慮の基本方針」で示した5つの方針について、具体的に取り組む内容を「行動目標」として定めています。

FAMICにおける環境配慮への行動目標

1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄（分析業務）

- 1) 各種関連法令や条例の遵守（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等）
- 2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理
- 3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸、アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理
- 4) 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理
- 5) その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理

2. 分析機器等の効率的利用（分析業務）

省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用

3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース・リサイクル（管理業務）

- 1) 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組
- 2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減
- 3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進

4. グリーン購入法に基づく調達推進（管理業務）

5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信

- 1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育
- 2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

令和元年6月6日
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター理事長

木内 岳志

○環境計画

「環境配慮の基本方針」に基づき「環境配慮への行動目標」で示した取組み実現のための「行動計画」を盛り込んだ、「令和4年度環境計画」を策定しました。

<p>令和4年度環境計画</p> <p>農林水産消費安全技術センター (略称:FAMIC)</p>
<p>1. 対象となる範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象期間 令和4年度 ・対象組織・分野 FAMICにおけるすべての業務を対象とします。
<p>2. 事業活動に係る環境配慮の計画</p> <p>FAMICでは環境に配慮して次の事柄に取り組んでいきます。業務の遂行にあたっては、さらなる効率化を図り少しでも環境負荷を小さくしていきます。また、フロン類の排出抑制や地下水汚染の未然防止のための取組について強力に推進していきます。</p>

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄(分析業務)</p> <p>1) 各種関連法令や条例の遵守(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等)</p> <p>2) 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理</p> <p>3) 分析終了後の廃有機溶剤、廃酸・アルカリ溶液、廃棄農薬等の適正な処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○有害物質を使用・貯蔵等する施設に係る地下水汚染の未然防止のための取組 ○廃棄物の削減 ・物品及び薬品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。 ○試薬類の適正な管理 ・残余の発生量を少なくし無駄な廃棄等の防止に努める。 ○実験室での廃有機溶媒、廃酸、廃アルカリ等の分別処理 	<p>1. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「大気汚染防止法」(昭和 43 年法律第 97 号) ○「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号) ○「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 86 号) ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号) ○「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(平成 13 年法律第 64 号)

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>4)局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理</p> <p>5)その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理</p>	<p>○環境中への大気汚染物質の排出削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局所排気装置及びスクラバーの適切な使用及び定期的点検・整備。 <p>○地球温暖化とオゾン層破壊の原因となるフロン類の排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器等の定期的点検 ・ノンフロン機器の導入を検討する。 <p>○廃棄物の適正な管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理業者に引き渡すまでの期間、廃棄物を適正に管理する。 <p>○廃棄物の適正な処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切な分別を行い、廃プラスチック等の処理が適正に行われたかの処理をマニフェストで確認する。 	
<p>2. 分析機器等の効率的利用(分析業務) 省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用</p>	<p>○分析を集約して行うことで分析機器を効率的に利用し、稼働していない又は連続通電を要しない期間は電源を切るなど省資源・省エネルギーに努める。</p> <p>○分析に当たっては、用紙類の使用量削減に努める。</p> <p>○購入から相当年数が経過し、エネルギー効率が悪いと考えられる分析機器等については、更新を検討する。</p>	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) <p>3. 政府計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策計画(令和 平成3年 10 月 22 日閣議決定)
<p>3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル(管理業務)</p> <p>1)水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費削減への計画的・体系的な取組</p>	<p>○省エネルギーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ型OA機器等の導入・パソコン、コピー機等のOA機器、冷凍冷蔵庫、エアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、更新及び新規購入に当たり、エネルギー消費のより少ないものを導入。 ・節電効果の高いLED照明への更新を検討。 <p>○節電の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務機器等のスイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など適切に使用。 ・庁舎内における冷暖房温度の適正管理を徹底し、クールビズ、ウォームビズを励行。なお、クールビズ及びウォームビズについては、政府の実施期間に準ずるものとする。 ・冷房中のブラインド使用の励行。冷暖房中の窓及び出入口の開放禁止(新型 	<p>1. 国際協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「気候変動枠組条約」 <p>2. 法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年法律第 117 号) ○「環境基本法」(平成 5 年法律第 91 号) ○循環型社会形成推進基本法(平成 12 年法律第 110 号) ○資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号) <p>3. 政府計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「地球温暖化対策計画(令和 3年 10 月 22 日閣議決定)

行動目標	行動計画	関係法規等
<p>2) 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減</p> <p>3) 分別廃棄等によるリサイクルの促進</p>	<p>コロナウイルス対策のための適度な換気を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昼休みは、原則消灯。夜間における照明も業務上必要最小限の範囲で点灯し、それ以外は消灯。 <p>○用紙類の使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷・集約印刷・両面コピーの促進。 ・使用済み用紙の裏紙使用を促進する。 ・毎月コピー機の使用枚数を確認。使用状況を把握し、紙類消費の削減を検討。 ・会議資料等の電子共有を促進 ・WEB会議システム及びプロジェクターの活用 ・各種配付資料等について電子メールの活用及びグループウェアの掲示板機能等の活用によりペーパーレス化を促進。 <p>○再使用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル可能製品の使用の促進、使い捨て製品の購入の抑制を図る。 ・コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用の促進。 <p>○資源ゴミの分別</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不用となった書類は、クリップ、バインダー等の金具を外して分別回収。 	
<p>4. グリーン購入法に基づく調達推進(管理業務)</p>	<p>○事務用消耗品類のグリーン商品の購入</p> <p>○分析機器等に付属するワークステーションを購入する際はグリーン商品の購入を検討する。</p>	<p>1. 法律</p> <p>○「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)</p>
<p>5. 役職員への環境教育の実施、FAMICにおける環境配慮への取組状況の発信</p> <p>1) 上記1から4の周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育</p> <p>2) 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信</p>	<p>○環境保全に対する職員への啓発</p> <p>○ネットワークを利用した各種環境情報の共有化</p> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターやグループウェアの掲示板機能等の活用による節電の意識啓発。 ・節電対策について、その対策が不十分な時は必要な措置を講ずる。 <p>○環境報告書2022の発行及びホームページへの掲載</p> <p>○施設見学者等への環境配慮の取組状況の説明</p> <p>○ホームページの活用</p>	<p>1. 法律</p> <p>○「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)</p>

V 環境報告書に対する外部の方からのご意見

FAMICでは、環境報告書の信頼性を高めるため、外部有識者の方からご意見をいただいております。

一般社団法人 日本科学飼料協会理事長
竹中 昭雄 氏

～環境報告書2023を読んで～



今年の夏は、例年以上の猛暑が続き、さらに洪水を伴うような局地的集中豪雨や例年とは違う挙動を示す台風の発生など、これまでに経験をしたことがないような気象状況という言葉もよく聞かれるようになってきています。このような状況は、地球上のいたるところで観測されているようで、このことが地球規模での農業生産に大きな影響を及ぼしているのではないかと危惧されます。新型コロナウイルスのパンデミックについては、峠を越えたような状況ですが、ロシアによるウクライナ侵攻については、先が見通せず、人類の生存に欠かすことのできない食糧生産やその流通に大きな影響を及ぼしています。このことは、円高が継続していることと併せて、肥料や穀物飼料の多くを輸入に依存している我が国の農畜産にとって危機的な状況を招いています。さらに、燃料、肥料や電気代の高騰が農家ばかりではなく、一般消費者の家計にも重くのしかかってきています。

このような状況の中、農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、その活動を通して農畜産物の安全性確保に大きく貢献するとともに、環境報告書 2023 にも記載してあるように、環境配慮や省エネルギーへ行動目標を策定し、正確に情報を発信していることは、今後の多くの企業や団体の模範となることであり、称賛に値するものです。今年度のトピックでは、FAMIC における温室効果ガスの総排出量に関する目標を、4つの主な個別目標をもとに、2030 年度までに、2013 年度を基準として 50%という挑戦的な目標を設定していることを高く評価したいと思います。特に、これまで指摘して参りました LED 照明の導入を 2030 年度までに 100%とすることを目指していることは、特筆に値するものであると思います。さらに、行動目標 2 で、購入後 10 年以上経過している冷蔵庫等のうち、6 台を更新するとともに 3 台を削減したこと、分析機器についても、原子吸光分光光度計、放射能検出装置等について、必要性を精査することにより集約化に努め 6 台を削減したこと等、着々と目標を達成していることを評価したいと思います。また、光熱量の節約を図る取組みの事例を具体的に取り上げている部分は分かりやすく、これらの取組みが今回の行動目標 3

における、電気とガスの使用量を大幅に削減し、温室効果ガス排出量を前年度比で 54.8%減に繋がっていると思われ、さらに、コピー用紙の使用量削減や主な物品のグリーン購入とともに職員の皆様の取り組みを高く評価したいと思います。ガソリン使用量が若干増加していましたが、これは、昨年度までの 2 年間の削減率が高かったことから、頭打ちになってしまった可能性があるものと思います。昨年度は、省エネルギーの推進については、そろそろ限界かなと思っていましたが、今年度は、かなりの削減に成功していることは、職員の皆様の多大な努力があったものと推察されます。引き続き、2030 年度までの削減率 50%を目指していくことを期待しております。このように、年度を重ねるごとに、報告書の内容もますます洗練され、完成度も高く大変読みやすい内容になっていると感じますが、的外れなところもあると思いますが、3点ほど指摘させていただきます。

- (1) 温室効果ガスの排出量については、今年度はかなりの削減を達成していると思いますが、年間あたりではなく、やはり業務量に対してどれくらい削減できているかが重要だと思いますので、支障のない程度で構いませんので、年度毎の分析等の業務量を比較し、業務量当たりでも削減できていることを示していただけると、より環境提言への取り組み状況が分かると思います。
- (2) 今年度の夏は猛暑であったことから、空調に要する電気使用量等については、例年に比べるとかなり多くなったのではないかと推察されます。また、冬季においては、暖房のためのガス等の使用量も増えることともありますので、大雑把で構いませんので、季節毎の使用量の推移を調べてみると、どのような部分が効率的に節約できるのか、その指標にもなるのではないのでしょうか。
- (3) 環境配慮の取り組みとは直接関係はありませんが、労働安全衛生に関して、例えば、ヒヤリハット事例等を収集してリスクコミュニケーションを図る等の取り組みについても、少し触れていただければと思います。職場労働安全環境の改善も環境対策にもつながるのではないのでしょうか。

国際情勢や経済安全保障については、まだまだ予断を許さない状況でもあり、円高も続き、さらに、電気代や燃料費、および様々な生産物の価格が上昇していることから、今後、ますます省エネルギーや環境対策に注目が集まることが予想されます。FAMIC の中心的な業務である農業生産資材の安全性や食品の品質向上のための活動ばかりではなく、環境に配慮した活動についても、多くの他機関の規範となるものであり、今後のさらなる業務の進展と環境への配慮と省エネルギーへの取り組みに期待しております。

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター



科学的手法による検査・分析により、農場から食卓までのフードチェーンを通じた食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献することを使命とします。